

名寄市中小企業

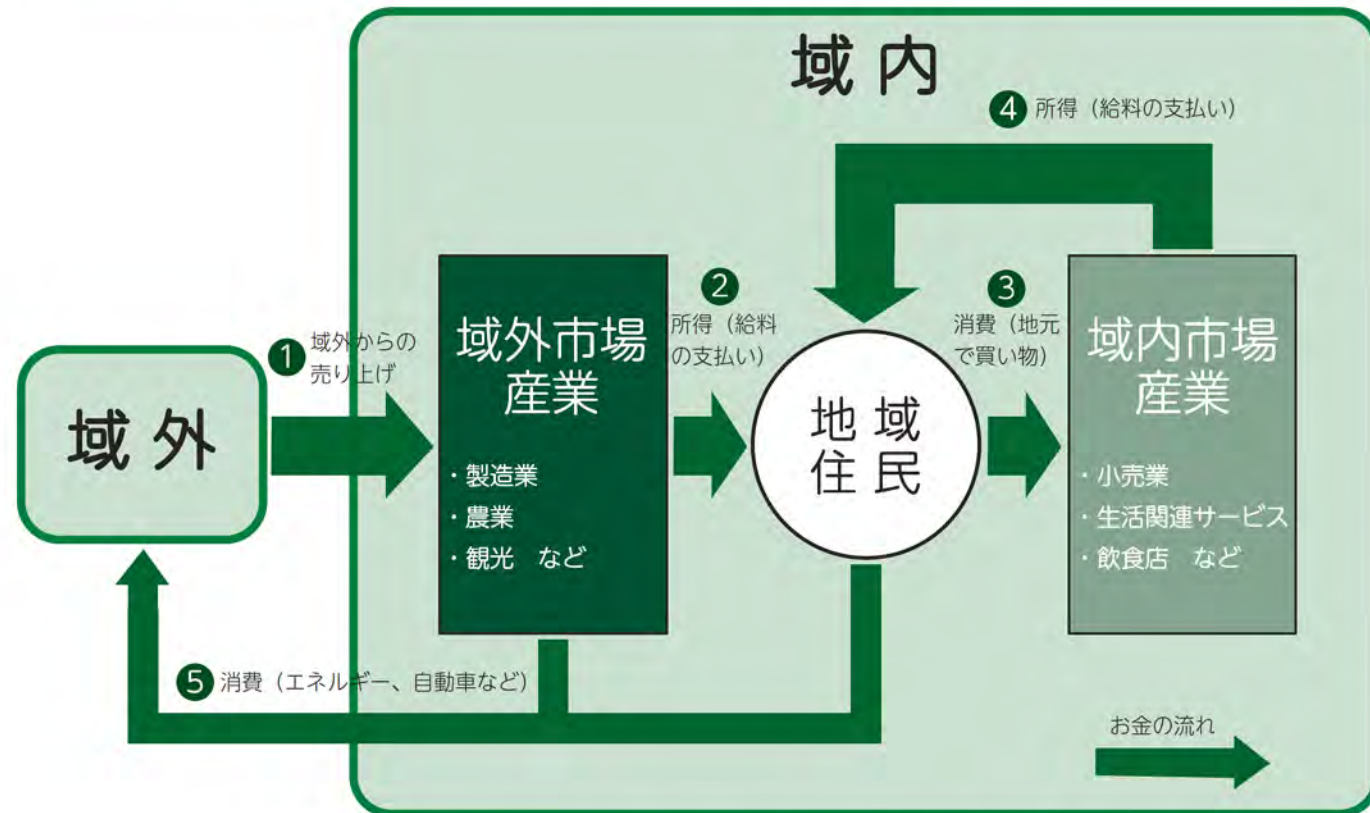
関係機関の責務・役割等【第4条～第9条】



地域循環型経済

地域経済を活性化するためには次の事項が重要です。

- ◆ 域外から資金を流入させる「域外市場産業」の強化 (①)
 - ◆ 域内での消費、還流を繰り返すことにより、域内の需要の拡大 (③・④)
 - ◆ 域外への消費 (エネルギー、自動車など) を可能な範囲で域内消費へ (⑤)
- (例：再生可能エネルギーの地産地消)



問い合わせ 産業振興課 名寄庁舎3階 ☎01654③2111 (内線3343)

振興条例 (令和4年4月1日施行)

条例制定(全部改正)の目的

市内事業所の9割以上を占め、市内経済の基盤として市民の暮らしになくてはならない中小企業の振興が、名寄市の発展に欠かせないという認識を市、中小企業者、経済団体、大企業者、市民や関係団体それぞれが共有し、地域循環型経済の構築により中小企業が経済の持続的発展を支え、市民が豊かに暮らせるまちづくりに寄与するために本条例を制定しました。

名寄市経済の課題

- 少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少などによる人手不足、人材育成、人材確保は大きな課題となっています。
- 大型店の進出、消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化や後継者不足などにより中心市街地の商店数は減少し、空洞化が進行しており、事業承継は喫緊の課題です。
- 既存の商工業者の廃業増加が見込まれる中、地域経済の活性化を図るため、起業意欲ある者の新規創業や第二創業への誘導、時代に即した企業変革・新産業創造に向けた取り組みも課題となっています。
- 中心市街地活性化および市内経済全体のにぎわい創出、域外からの財の獲得のための企業立地・誘致施策の充実が求められています。
- 王子マテリア株式会社名寄工場の稼働停止や新型コロナウイルス感染症は、地域経済や雇用に計り知れない影響を及ぼし、これらの課題を増幅しています。

基本理念【第3条】

中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- ① 中小企業の果たす役割の重要性を理解し、企業家精神を尊重し、地域全体で中小企業の振興を図ること
- ② 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な取り組みを尊重すること
- ③ 地域循環型経済の構築を図り、市内経済全体のにぎわいを創出し、市民が豊かに暮らせるまちづくりを実現すること
- ④ 社会的経済的環境の変化に的確に対応すること
- ⑤ 本市の産業構造および地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと

基本方針【第10条】

市は、次に掲げる基本方針に基づき必要な施策を講ずるものとする

- ① 経営基盤の強化および経営の革新を図ること
- ② 事業活動に必要な資金の円滑化を図ること
- ③ 事業活動に必要な人材の育成および確保ならびに労働環境および福利厚生の実施を図ること
- ④ 創業、第二創業や時代に即した企業変革・新産業創造等の推進、事業の承継および経営者への支援の推進を図ること
- ⑤ 地域循環型経済の構築に向けた社会環境整備を図ること
- ⑥ その他中小企業の振興ならびに中心市街地の活性化および市内経済のにぎわい創出に必要な推進を図ること

【中小企業者の定義】

業者	中小企業者(下記のどれかを満たすもの)		
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	小規模企業者
① 製造業、建築業、運輸業、その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※「中小企業者」の中に「小規模企業者」が含まれます